

# ふるさと・夢つむぎネットワーク 規約

(名称及び事務局)

第1条 この会は、「ふるさと・夢つむぎネットワーク」(以下本会という。)と称し  
事務所は、佐賀県小城市に置く。

(目的)

第2条 本会は、小城市を中心に佐賀県内の環境保全及び環境防災支援に関する活動を推進  
するとともに、地域コミュニティ形成並びに子どもの健全育成を図ることを目的  
とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 環境の保全を図る事業
- (2) 環境防災支援を図る事業
- (3) 子どもの健全育成を図る事業
- (4) 地域のコミュニティ形成を図る事業
- (5) その他目的達成に必要な事業

(会員)

第4条 本会は活動の推進と支援のため広く会員を募集する。

- (1) 本会の目的に賛同し、その事業を支援する個人および法人・団体とする。
- (2) 本会の運営を行う本会員、本会の目的に賛同し会費によって支援する  
賛助会員、会に参加し無償ボランティアを行うボランティア会員の  
3種類とする。

(入会・退会)

第5条 本会への入会は、入会届を提出し会の目的、事業を理解し会長の承認を得ること。  
また退会の申し出も会長の承認を得ること。

(会費)

第6条 会員は、別に定める会費を納めなければならない。

(会員の資格の喪失)

第7条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(役員種別及び定数)

第8条 本会には、次の役員を置く。

- (1) 理事 3～6名
  - (2) 監事 1～2名
- 2 理事のうち、1名を会長 1～2名を副会長とする。

(選任)

第9条 理事及び監事は総会において選任する。

- 2 会長、副会長は理事の互選とする。
- 3 監事は理事を兼ねることができない。

(職務)

第10条 会長は、本会を代表し会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその任務を代行する。
- 3 監事は、本会の業務及び会計に関する次の職務を行う。
  - (1) 本会の会計の状況を監査する。
  - (2) 本会の業務遂行の状況を監査する。
  - (3) 監査の内容に疑義のあるときに、臨時総会を招集する。
- 4 事務局及び会計は会長が任命する。

(任期)

第11条 本会の会長・副会長の任期は2年とし再任を妨げない。

(報酬)

第12条 会長、副会長、監事、は無報酬とする。

(会議)

第13条 本会の総会は通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第14条 総会は全会員をもって構成する。

理事会は会長、副会長、他理事をもって構成する。

※監事・事務局・会計はオブザーバーとして参加可

(権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を審議し決議する。

(ア) 規約の変更

(イ) 解散

(ウ) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(エ) 事業報告及び活動決算

(オ) 入会金及び会費の額

(カ) 事務局の組織及び運営

(キ) その他運営に関する重要事項

2 理事会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会で議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第16条 通常総会は年度1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる事由により開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の5分の1以上又は監事から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。

3 理事会は、次に掲げる事由により開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(招集)

第17条 総会及び理事会は、会長が招集する。

(議長)

第18条 総会及び理事会の議長は、その総会に出席した会員の中から選出する。

(定足数)

第19条 総会及び理事会は、構成員総数の過半数の出席で成立とする。

(議決)

第20条 総会及び理事会における議決事項は、あらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので出席した構成員の 3 分の 2 以上の同意があったときは、この限りではない。

2 総会及び理事会の議事は、この規約に規定するもののほかは、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

(書面表決等)

第21条 やむを得ない理由で総会及び理事会に出席出来ない構成員は、予め通知した事項について、書面で表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することが出来る。

2 前項の規定により表決した構成員は、前条 2 の規定の適用について出席したものとする。

3 議決事項について特別の利害関係を有する構成員は、当該事項について表決権を行使できない。

(議事録)

第22条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 構成員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合はその数を付記する)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過概要及び議決結果

(5) 議事録署名人の選出に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選出された議事録署名人 2 名が記名押印しなければならない。

(事業年度)

第23条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第24条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算書は、会長が編成し、総会の議決を経なければならない。

(事業報告及び収支決算)

第25条 本会の事業報告書及び収支決算書は会長が作成し、監事の意見を付け総会の承認を受けなければならない。

(規約の変更)

第26条 この規約の変更は、総会で会員出席者の 3 分の 2 以上の議決を経なければならない。

付則 この規約は令和6年8月27日より施行する。

内規 本会の会費は以下の通りである。

入 会 金	1,000 円
年 会 費	1 口 1,000 円 1 口以上とする
賛助会員 団体 (1 口以上)	1 口 5,000 円
賛助会員 個人 (1 口以上)	1 口 1,000 円